

京都市告示第413号

令和元年10月1日付けで子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の11第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を行いましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和元年10月31日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地
坂井 一代	認可外保育施設	nursery 関西ランド園	京都市中京区西ノ京北聖町68
株式会社タスク・フォース	認可外保育施設	都市型保育園ポポラ ー京都桂川園	京都市南区久世高田町 373 番地 1 京都桂川つむぎの 街グランスクエア 1F
濱田 知尋	認可外保育施設 ※	濱田 知尋	京都市左京区
医療法人社団 恵心会	認可外保育施設	京都武田病院 保育 所	京都市下京区西七条御所ノ 内北町 76-3
医療法人新生十全会 京都 双岡病院	認可外保育施設	キッズならび	京都市右京区常盤古御所町 4-1 さくら寮 206 号室
山内 英子	病児保育事業	山内キッズデイケア ルーム	京都市西京区川島尻堀町 41-1

注) 施設・事業の種類が「認可外保育施設」となっている施設・事業所のうち、※の記載がある事業所は、個人事業主として事業を実施しているため、個人情報保護の観点から施設・事業所の所在地の記載を行政区までとしています。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)